藤沢市

≪◎防災井戸に関する補助金制度≫

※藤沢市ホームページも併せてご確認ください。

●藤沢市から指定された防災井戸に対しては、揚水用ポンプ（手動式ポンプ又は手動式と電動式の併用型ポンプ）の新規設置、交換又は手動式ポンプの修繕を行う際に、事前の申請により、補助金を交付しています。
●設置等を行った後の申請は対象となりません。補助金の交付決定後に揚水用ポンプの設置等を行った場合のみ対象となります。
●補助金額は、揚水用ポンプの設置等に要する経費の２分の１以内の額（1,000 円未満切り捨て）で、50,000 円が上限です。
●補助金の交付を受けた日から１０年を経過する日までの間は、補助金をご利用いただけません。
●本補助金制度については、年度ごとに先着順となっており、その年度の申請受付期間は原則として１月３１日（当日が土日祝日の場合は直前の開庁日）までです。ご申請いただいても補助金制度をご利用いただけない場合もございますので、ご了承ください。
●本補助金制度はその年度の藤沢市の予算額に達した時点で終了となります。

【防災井戸に関する補助金のご利用の流れ】

1
- *申請に必要な書類の準備*
- 防災井戸補助金交付申請書・見積書（写し）が必要となります。
- 見積書について、原則，市内に本店・支店を置く業者からお願いします。
- 市外業者，通信販売にてご購入になる際には，危機管理課までお問い合わせください。

2
- *必要書類の提出*
- 提出は、危機管理課及び各市民センター・公民館にて受け付けています。
- ※書類の内容についての確認は、危機管理課で行います。

3
- *申請内容の審査*
- ご申請いただいてから審査完了まで、２週間～１ヶ月程度掛かります。スケジュールに余裕を持ってご申請ください。

4
- *揚水用ポンプの設置・交換・修理*
- 防災井戸補助金交付等決定通知書がお手元に届きましたら、ご申請いただいた内容のとおりに揚水用ポンプの設置・交換・修理をおこなってください。

5
- *防災井戸設備設置等完了届出書等の提出*
- 揚水用ポンプの設置等が完了しましたら、防災井戸設備設置等完了届出書・領収書（写し）をご提出ください。
- 提出は、危機管理課および各市民センター・公民館で受け付けています。

6
- *設置状況の確認*
- 危機管理課職員が、揚水用ポンプの設置等の状況を現地確認させていただきます。
- 現地確認と併せて、補助金の振込手続きに必要な書類をご記入いただきます。

7
- *補助金の振り込み*
- ご提出いただいた内容をもとに、指定口座へ振込をします。

[問い合わせ先]
藤沢市防災安全部危機管理課
TEL0466－25－1111(代表)内線 2434

（２０２２年（令和４年）４月現在）